

発 総 第 2 4 2 号
平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日

各 課 室 局 所 長 様

琴 浦 町 長 山 下 一 郎
(公 印 省 略)

平成 2 8 年 度 琴 浦 町 当 初 予 算 編 成 方 針 について (通 知)

現在、日本経済は1990年代初頭のバブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつあります。これにより雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結びつくという経済の「好循環」が出来始めています。

地方経済については、雇用・所得面で改善が波及しつつある状況とされていますが、消費の回復などには地域ごとにばらつきが見られるなど「好循環」が全ての地域に行き届いていない状況にあります。

また、TPP交渉合意により地方経済の主幹産業である農産水産業への影響が計り知れないなど、不透明感が高まっています。

このような状況下、地方財政を取り巻く環境も変化しています。政府は地方が自由に使える一般財源総額を「平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保する」としていますが、同時に「経済・財政再生計画」(2016年度～2020年度)を設定し、経済・財政一体改革を断行することとしています。この改革の中で「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」の3項目が提唱されており、特にインセンティブ改革の中で地方交付税改革(トップランナー方式)が提唱されるなど地方財政に大きな影響を与える改革が計画されており、今後の状況には注視が必要です。

地方創生については、政府は今後5年間の総合戦略となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年12月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を本年6月にそれぞれ閣議決定しました。

琴浦町においても、今年度を地方創生元年と位置づけ、地方創生先行型事業を実施しながら総合戦略の策定を進め、本年10月に「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略では、「コトウラで育む」「コトウラで創る」「コトウラで輝く」「コトウラで根付く」を基本テーマとして、人口目標を2040年には13,321人、2060年には10,550人を維持することを掲げています。

総合戦略に定められたK P Iを達成し、琴浦町の将来像「ひとが輝き まちが耀くコトウライフの創生」を実現させるためには、さらに積極的な施策が必要となります。

その他の事業についても、琴浦町の課題を的確に捉え、課題解決のための積極的な施策が必要となっています。

これらを踏まえ、下記にご留意いただき当初予算要求を行っていただきますようお願いいたします。

一点目に、平成28年度予算編成メインテーマと戦略テーマを別紙のとおり設定しています。

平成28年度は地方創生総合戦略の実質的始動年度であり「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な遂行と振り返り、いわゆるK P Iの設定とP D C Aサイクルが鍵となります。4年後の琴浦町があるべき姿に向け先駆的事业予算を積極的に要求するとともに、既存事業の効果確認を行い、見直しや事業終了による予算の選択と集中をお願いします。

地方創生を強力に推進するため、平成28年度から地方創生総合戦略に対する財源の特別枠を確保し、効果の高い優良事業の実施に努めます。

二点目に、琴浦町を取り巻く財政状況は今後も厳しい状況が続くと考えられます。地方交付税の一本算定化については、平成27年度からスタートされましたが、合併団体の面積などの増加による配分額の見直しにより当初想定より減額幅の圧縮が図られました。しかし、一本算定化2年目の平成28年度は更に算定額の減額（合併算定額と一本算定額の差額に対して1割削減から3割削減に削減割合増加）が行われることに加え、総務省概算要求では普通交付税が2%減とされていることから、単純計算での影響額は1億9千万円程度の減額と考えられます。

更に、地方交付税を取り巻く環境は今後厳しさを増すと考えられます。前記したとおり政府は平成30年度まで、現在の地方財政計画の水準を確保するとしていますが、地方交付税制度改革を進めておりトップランナー方式の導入などの取り組みにより地方財政の圧縮を加速させる動きもあり、平成31年度以降は地方財政が大きく様変わりする可能性も秘めています。今後の財源確保策を早急に実施しなければなりません。

このような厳しい財政状況ですが、琴浦町に真に必要な施策は選択と集中により実施することが必要です。事業成果などを十分に協議し必要事業の施策化をお願いします。

三点目に、今夏実施したサマーレビューを基に、各課が抱える行政課題に

対応できる予算要求をお願いします。また、サマーレビューでの指示事項についてはどのような対応を検討したか査定にて報告できるようにしてください。

四点目に、各所属長は強いリーダーシップのもと新年度当初予算編成に当たっていただきますようお願いいたします。所属内で十分な議論を行い、真に必要な事業には重点的な予算配分を行ってください。

これまでの従来踏襲型の予算要求でなく選択と集中による予算要求となるようリーダーシップを発揮してください。また、各担当者におかれましては一人ひとりが英知を絞り、従来の手法にこだわらない新たな提案を検討してください。

5点目に、公民館制度、健康寿命関連事業、ゲートウェイ構想、図書館活用などの所属横断的事业については、今年11・12月にプロジェクトチームなどの手法により、集中的に協議を行い事業化に向け検討します。

国・県の動向が不明確な中での予算編成作業となりますが、現時点では、各所属のミッションに対して有効な事業及び廃止事業などを検討することを最優先としてください。補助事業であっても町としての必要性を十分に精査してください。なお、国の地方財政計画等が示された際には再度通知をさせていただきますが、県の予算要求や、各種財団の事業募集などについては各所属で注視していただきますようお願いいたします。

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

- ① 「住みたい」「住んで良かった」に訴えるセールスポイントを各所属で十分に検討します。
- ② 事業効果の少ないもの、或いは一定の目標を達成したと認められるものについては、思い切った廃止、改善、統合等の見直しを行います。特に新規事業を設定する場合は、スクラップ・アンド・ビルド（選択と集中）を原則とします。
- ③ コスト意識を高く持ち、トータルコスト（事業全体にかかる経費）、参加者一人当たりの経費などを算出し、対費用効果を検証しながら予算編成を行います。
- ④ 事業費等の積算や規模については、国、県の補助金の動向や要綱等を事前に把握し、根拠や財源等を明確にするとともに適正な算定に努めま

す。なお、補助事業であっても、町としての必要性を十分に精査します。

- ⑤ 施設等の修繕については、危険箇所等緊急に対応する必要があるものは勿論ですが、主管課の裁量権を確保しますので柔軟な予算執行が可能な予算編成とします。また、施設に係る各種保守点検経費、テレビ受信料などの基本的業務に関する経費の計上漏れに注意してください。
- ⑥ 受益と負担の原則のもと、公平、公正、平等、必要性の視点に立った事業の実施と説明責任を果たし、町政全体を見たときに他課等に跨る政策課題は関係課等で横断的に十分協議をした上で、整合性を保ちます。
- ⑦ 行政が真に果すべき役割を十分精査し、外部委託を積極的に導入します。当該事業は本来町が実施すべき仕事か、また、依頼すべき事業かどうか点検してください。

2 歳入に関する事項

① 町税

一層の的確な課税客体の把握と確実な年間収入見込額の把握に努めます。

② 分担金及び負担金

事業の性格、受益内容等を検討し、受益者負担等の適正化に努め適正な負担確保に努めます。

③ 国県支出金

国の関係省庁の予算編成情報を的確に把握し、事業ごとの制度を十分研究し、国、県の確実な許可金額を見込みます。また、国県支出金の交付基準について、超過負担とならないよう留意し、一般財源が多額になることのないよう、財源内訳について調査積算します。

単県補助金の市町村交付金化について留意します。

④ 財産収入

処分、運用財産等を確実に把握し、額の算定等は実情に即した価格を算定し歳入の確保に努めます。

⑤ 寄付金

寄付採納など確実なものの計上を見込みます。

⑥ 諸収入

前年度実績などを検討の上、根拠を明らかにして計上します。

⑦ 町債

地方債計画、地方債同意内容及び充当率など、的確な見込額を計上します。(原則、公債費以上の借入を禁止：プライマリーバランス黒字化)

⑧ その他

各職員が財源確保対策を考え積極的に提案します。

各科目ともあらゆる資料や法令等に基づいて、正確な財源を把握し、過大、過少見積にならないよう適正な額を計上します。

3 歳出に関する事項

① 人件費

給料、職員手当及び共済費については総務課で算出し計上します。

② 報酬 報償費等

各種委員報酬、手当等は手当額等一覧表により算出し計上します。

③ 賃金

漫然と雇用するのではなく、必要性や年間の所要人員などを十分に協議、確認の上計上します。

④ 旅費

行政効果等を十分に検討し必要経費を計上します。職員研修費については業務遂行能力の向上となるものを計上します。

⑤ 需用費 役務費

積極的に経費の節減に努め、食糧費について接待関係費は原則計上しません。光熱水費については、特殊要素がない限り当初予算内に収めることを前提に、過去3年の決算額の平均額を計上します。修繕料については、日常から維持点検等を行い、年次的な修繕計画を立て柔軟に対応できる予算計上をします。

⑥ 負担金 補助金

補助金等については、行財政改革の検討結果を踏まえ、所期の目的を達成したと思われるもの、行政効果の希薄なもの等は、廃止や統合等積極的な見直しを行います。必要負担金の漏れの無いように注意してください

い。

⑦ その他

各費目を通じて、必要性、緊急性、重要性、行政効果などを十分に検討の上、必要な事業費のみを計上します。

各施設の保守点検業務などの必要経費の計上漏れがないよう注意してください。

施設の保守管理や備品のリース等毎年度契約を伴う事業は、長期契約の導入を図り事務の簡素化を行います。

カウベルホールを使用するイベント、会議を予定する場合には、減免措置でなく使用料を予算化することとします。

4 特別会計について

① 一般会計の予算編成方針に準じて、措置します。

② 当該特別会計の設置目的に従って、適正な予算計上に努めます。

③ 企業会計においては、経営の合理化を徹底的に進め、独立採算の原則を貫くよう努力し、収入増の研究と経費の節減に努め、経営の健全化を図ります。

④ 一般会計からの繰入金については、算出根拠を明確にして計上します。

5 その他予算要求関係書類の提出等について

入力期限、入力項目、提出書類等、予算要求関係書類の詳細については予算編成作業と合わせ関係課に照会通知します。